

※申請要件の詳細は、以下の特許庁ウェブサイトを必ずご確認ください。(各対象者のリンクから参照することができます。 https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_kofu_shinsei.html#1

対象者一覧		申請要件	交付割合
中小企業 (会社) (個人事業主)	(製造業等)	特許法施行令第 10 条第 1 号イ	1/2
	(卸売業)	特許法施行令第 10 条第 1 号ロ	
	(サービス業)	特許法施行令第 10 条第 1 号ハ	
	(小売業)	特許法施行令第 10 条第 1 号ニ	
	(ゴム製品製造業)	特許法施行令第 10 条第 1 号ホ	
	(ソフトウェア業又は情報処理サービス業)	特許法施行令第 10 条第 1 号ヘ	
	(旅館業)	特許法施行令第 10 条第 1 号ト	
中小企業 (組合・NPO 法人)	(企業組合)	特許法施行令第 10 条第 1 号チ	1/2
	(協業組合)	特許法施行令第 10 条第 1 号リ	
	(事業協同組合等)	特許法施行令第 10 条第 1 号ヌ	
	(農業協同組合等)	特許法施行令第 10 条第 1 号ル	
	(漁業協同組合等)	特許法施行令第 10 条第 1 号ヲ	
	(森林組合等)	特許法施行令第 10 条第 1 号ワ	
	(商工組合等)	特許法施行令第 10 条第 1 号カ	
	(商店街振興組合等)	特許法施行令第 10 条第 1 号ヨ	
	(消費生活協同組合等)	特許法施行令第 10 条第 1 号タ	
	(酒造組合等)	特許法施行令第 10 条第 1 号レ	
	(NPO 法人)	特許法施行令第 10 条第 1 号ゾ	
研究開発型中小企業 (会社・個人事業主 ・組合・NPO 法人)	(試験研究費等比率が 3%超の個人事業主)	特許法施行令第 10 条第 2 号イ	1/2
	(試験研究費等比率が 3%超の 会社・組合・NPO 法人)	特許法施行令第 10 条第 2 号ロ	
	(科技イノベ活性化法の指定補助金等を交付 された会社・個人事業主・組合・NPO 法人)	特許法施行令第 10 条第 2 号ハ	
	(経営強化法の経営革新事業を行う 会社・個人事業主・組合・NPO 法人)	特許法施行令第 10 条第 2 号ニ	
	(経営強化法の異分野連携事業を行う 会社・個人事業主・組合・NPO 法人)	特許法施行令第 10 条第 2 号ホ	
	(ものづくり法の計画を行う 会社・個人事業主・組合・NPO 法人)	特許法施行令第 10 条第 2 号ヘ	
アカデミック・ ディスカウント	(大学等の研究者)	特許法施行令第 10 条第 3 号イ	1/2
	(大学等)	特許法施行令第 10 条第 3 号ロ	
承認 TLO		特許法施行令第 10 条第 3 号ハ	
独立行政法人等		特許法施行令第 10 条第 3 号ニ	
試験独法関連 TLO		特許法施行令第 10 条第 3 号ホ	
公設試験研究機関を設置する者		特許法施行令第 10 条第 3 号ヘ	
地方独立行政法人		特許法施行令第 10 条第 3 号ト	
小規模企業 (法人・個人事業主)	(従業員 20 人以下の個人事業主)	特許法施行令第 10 条第 4 号イ	2/3
	(従業員 20 人以下の法人)	特許法施行令第 10 条第 4 号ロ	
中小スタートアップ企業 (法人・個人事業主)	(事業開始後 10 年未満の個人事業主)	特許法施行令第 10 条第 5 号イ	2/3
	(設立後 10 年未満の法人)	特許法施行令第 10 条第 5 号ロ	
福島関連中小企業 (会社・個人事業主・組合・NPO 法人)		特許法施行令第 10 条第 6 号	3/4